

「ざざ虫」漁体験と絶景カフェでのランチを楽しむ一日

伊那谷では、天竜川の瀬で捕れるざざ虫が、栄養を蓄え美味しくなる厳寒の時期に、「虫踏み漁」の許可を受けた漁師が昔から変わらぬ漁法で漁を続けています。今回はその漁師の指導のもと、貴重な虫踏み体験をします。お昼は中央アルプスの絶景が眼前に広がる高台の静かなカフェで地域の食材を使ったランチを堪能。その後、伊那市創造館の捧館長から伊那谷の昆虫食についてお話をうかがいます。午後は駒ヶ根シルクミュージアム中垣館長のガイドで養蚕の歴史に触れます。

ざざ虫漁体験



12～2月までの3ヶ月間、天竜川上流でざざ虫（カワゲラ、トビケラ等の幼虫）を四つ手を使って捕獲する伝統漁法。「虫踏み許可証」を持つ中村さんの指導で捕獲体験を行います。

イナゴ、蜂の子、ざざ虫、蚕のさなぎなど、伊那谷には様々な昆虫食の文化があります。なぜ伊那谷は昆虫食文化を受け継ぎ、それを生活の一部としてきたのか、伊那市創造館捧館長よりお話をうかがいます。



伊那市創造館 館長
捧 剛太氏



昆虫食

駒ヶ根シルクミュージアム



養蚕文化の歴史の伝承、生涯学習などの拠点として平成14年にオープン。中垣館長のガイドで上伊那地域の養蚕の歴史について学びます。



駒ヶ根シルクミュージアム
館長 中垣 雅雄氏



天竜川



きりの実



ふるさとの丘



駒ヶ根ファームス

出発日

2021年
2月13日（土）
2月21日（日）

行程

〈貸切バス〉
伊那市駅 == 天竜川【ざざ虫漁体験】 == きりの実【昼食・伊那市創造館捧館長より昆虫食のお話】
9:30発
／ふるさとの丘 == 駒ヶ根シルクミュージアム【中垣館長の解説】 == 駒ヶ根ファームス == 伊那市駅
【散策とお買い物】 15:30頃

ご旅行代金

お支払い実額 **5,700円**（お一人様）

	大人・子ども同額 お一人様
ご旅行代金	8,700円
ご旅行代金への給付額	3,000円
お支払い実額	5,700円
地域共通クーポン	1,000円

- ・旅行代金に含まれるもの/交通費、昼食1回、入館料、体験料
- ・募集人員22名（最少催行人数15名）
- ・利用バス 葵交通
- ・添乗員は同行しません。当観光局職員が旅行中のお手伝いをさせていただきます。

GOTO トラベル GoToトラベル事業支援対象

- 1.この旅行はGotoトラベル事業の支援対象です。
- 2.旅行代金からGotoトラベル事業による給付金を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。この他に地域共通クーポンが付与されます。
- 3.国からの給付金はお客様に対して支給されますが、当社およびGoToトラベル事務局は、給付金をお客様に代わって受領（代理受領）いたしますので、お客様は旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けいたします。お客様は当社およびGoToトラベル事務局による代理受領についてご了承のうえお申込みください。
- 4.Gotoトラベル事業の状況により、給付金等が変更になる場合があります。また給付金予算が上限に達し次第、販売終了となります。
- 5.天災、コロナ感染拡大等の理由により、行程変更又は中止する場合があります。

一般社団法人長野伊那谷観光局 御中

記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、本ツアーで提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

ご希望の出発日に○をつけてください→

ご出発日	2月13日(土)・2月21日(日)
------	-------------------

ふりがな	性別	生年月日	ご住所(ご連絡先)
お名前	男・女	T・S・H 月 日	〒 TEL: () FAX: () MAIL:
ふりがな	性別	生年月日	ご住所(ご連絡先)
お名前	男・女	T・S・H 月 日	〒 TEL: () FAX: () MAIL:

【備考】※3名様以上でのご参加の場合はこの欄にご記入願います。

ご旅行条件書(国内旅行) お申込みの際には、詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

■お申し込み(1)申込書に必要事項を記入の上、FAXください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。(2)が前った時点で正式なお申込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「運約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)(3)a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を書いている方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方の他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。(4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。(5)本旅行は一般社団法人長野伊那谷観光局が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申金を受理した日とします。(6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約で「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日より前にお知らせします。(2)奇数人数でお申込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けるとした旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるとしたお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除) お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行では10日目)から8日目までの取消 旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消 旅行代金の 30%
旅行開始日の前日 旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前) 旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合 旅行代金全額

①当社の責任とならぬ理由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除) 下記の場合、取消料はいただきません。(一部例外)
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
②旅行代金が増額された場合。
③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

①お客様が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日より起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までに支払っていただけないとき

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係る賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償 当社がお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはなりません。

■旅程保証 旅行日程に変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に、別途定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは記載の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替 お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。(2)当社およびご旅行をお申し出いただいた受託旅行者(以下「販売店」は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。(4)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款についてこの条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.inadanankan.jp> からご覧いただけます。当社にない場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

旅行企画・実施/申込み・問い合わせ先
長野県知事登録旅行業第地域-618号
一般社団法人 長野伊那谷観光局
〒396-0025 長野県伊那市荒井3500-1
いなっせ3階
総合旅行業務取扱管理者 中村 英二
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
このご旅行の契約に申し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

<まずはお電話を!>
TEL: 0265-98-8451
MAIL: k-dmo@union-kamiina.jp
FAX: 0265-73-5867
営業日:月～金曜日(土日・祝日休)
営業時間:8時30分～17時15分
担当:宮澤 正己
*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

パンフレット作成基準日:2020年12月25日